

【事例 7】

～ J A が耕作放棄地を活用し 33 箇所の市民農園を開設～

【岐阜県・美濃加茂市】

(1) 経緯

- 美濃加茂市は岐阜県南部に位置する人口約5万6千人の市である。交通の要衝であり、近隣市町村の商業の中心地であるとともに、製造品出荷額等は県下でも上位となっているなど雇用の増大が図られている。
- 市中部のなだらかな台地では、梨、柿等の樹園地が形成され、南部は市街地を取り囲むように水田と畑地が広がっている。
- 平成4年より、市街地周辺において J A が耕作放棄地 4 箇所 0.4 ha を農家（組合員）から借り受け、特定農地貸付法による市民農園の取組を開始した。その後、高齢化等で農地の管理ができなくなった農家の申し出を受け、200～1,800㎡程度の小面積の耕作放棄地を逐次市民農園として活用し、平成20年現在では市南部の市街地周辺において33箇所約2.2ha（うち農振農用地区域が15箇所約1.2ha）に拡大してきている。



市民農園の看板

(2) 取組の状況

① 用地の確保

- J A は、農家からの市民農園利用を希望する申し出のあった耕作放棄地について、利用者が通うための道路の状況や畑作利用の適性、周辺の住宅地の状況からみた利用見込み等を考慮して契約を行っており、適さないと判断した場合には申し出を断ることもある。
- 農家との契約は、借地料が年2万円／10a の5年契約で、契約期間途中で解約も可としている。
- 農地の管理ができなくなった農家としては、除草・耕耘等の農地の管理を J A 等に委託する場合、10a 当たり3万2千円程度の費用を要することから、管理面でのメリットがある。

② 施設の整備

- J A は、借り受けた耕作放棄地の雑草等の刈り払いを行った後、1区画70～100㎡程度で50cm幅程度の通路を設けるための区画割りのくい打ち、看板設置を行う程度で、特段の施設整備等を行っていない。

■ほとんどの農園は駐車場がなく、利用者は自転車もしくは徒歩で通っている。元々かんがい施設を完備している農園もあるがそうで無い場合も多く、そういった所では利用者がポリバケツ等で雨水を貯めてそれを利用している。

③開設手続きの状況

■開設手続きは、

ア 農地所有者との貸借契約

イ 利用者に貸し付けるための基本的要件や農園の所在、所有者、年間賃貸料等を示した「特定農用地貸付規程」等を農業委員会に提出して行う承認申請

ウ 利用者との貸借契約

などを行っている。

■農地所有者との貸借契約は5年契約で、利用者との契約は1年契約であるが、双方に異存がない場合は自動的に更新することとしており、現状ではほとんどの者が更新している。利用者の募集は、農協の広報や新聞チラシでのPRをしている。また、200名程度の利用者のほとんどは中高年で、農作業経験のある者が多い。

④運営状況

■JAの業務としては、農地所有者との貸借契約、借地料（年2万円／10a）の支払い、農業委員会への承認申請、利用者との貸借契約、借地料（年4千円／区画）の徴収、未利用となっている区画（現状では5%程度）の除草等の管理である。これらの業務を1名のJA職員が他の本来業務との兼務で対応している。なお、市民農園関係の業務と他の業務の比率は1：9程度。

■費用はJA職員の人件費を除けば農地所有者に支払う借地料、除草等に用いる管理機の燃料代程度であり、利用者からの借地料で十分まかなえている。

■利用希望が高く、多くの問い合わせがある。なお、農家から新規の開設の申し出もあるが、6割程度の区画が利用される見込みがないと採算が合わないため、利用が見込める適地でない場合が多い。



園内の通路は50cm幅程度



杭で区画割り